仏・伊・英の食品廃棄物リサイクルの現状

2012年12月

独立行政法人 日本貿易振興機構パリ事務所、ロンドン事務所、ミラノ事務所、 海外調査部欧州ロシア CIS 課



欧州最大級の食品加工機械見本市「IPA 2012」が 10 月 21~25 日、パリ・ノールビルパント展示会場で開催された。ジェトロは同見本市への日本の環境関連機器企業の出展支援を実施。同時に当該出展日本企業向けに欧州主要国(フランス、イタリア、英国)の業界団体などに取材をした。本レポートは、同取材をベースに、最近のフランス、イタリア、英国における食品廃棄物リサイクルの状況をとりまとめたものである。

※同レポート掲載内容は、2012 年 11 月にジェトロ発行日刊紙「通商弘報」に掲載された内容である。

目 次

1.	欧州	最大級の食品加工機械見本市「IPA 2012」開催報告	2
	(1)	ビジネス志向の強さが特徴	2
	(2)	出展者間でウィン・ウィンの交流	3
	(3)	競争力の強い廃棄物処理業者と商談	4
	(4)	欧州域外の企業とも多くの接点	4
	(5)	来場者からの提案に商機	5
2.	フラ	ンス	6
	(1)	2013年以降、リサイクル義務付けの対象者が拡大	6
	(2)	高効率な分別機への需要高まる	8
3.	イタ	リア1	0
	(1)	ミラノで分別回収開始、堆肥作りを計画1	0
	(2)	品質証明書発行などでコンポスト化を促進1	2
4.	英国	[4
	(1)	食品メーカーは自主的にリサイクルを推進	4

【免責条項】

本レポートで提供している情報は、ご利用される方のご判断・責任においてご使用下さい。ジェトロでは、できるだけ正確な情報の提供を心掛けておりますが、万一、本レポートで提供した内容に関連して、ご利用される方が不利益等を被る事態が生じたとしても、ジェトロでは一切の責任を負いかねますので、ご了承ください。



1. 欧州最大級の食品加工機械見本市「IPA 2012」開催報告

欧州最大級の食品加工機械見本市「IPA 2012」が 10 月 21~25 日、パリ・ノールビルパント展示会場で開催された。ジェトロ運営のジャパンパビリオンには、日本企業 6 社が食品関連工場・施設向けの環境・省エネに配慮した製品を出品し、他国の出展企業や来場した企業と商談をした。

(1) ビジネス志向の強さが特徴

「IPA 2012」への主な来場者は、農林水産・食品産業関係者、技術センター・研究室、集団給食関係者、食品の加工・包装機械の供給者・輸入者だ。前回 2010 年の実績では約7割が購入決定権者で、出展者にとってビジネスに直結し得る場といえる。会期最終日の10月25日には、アルノー・モントブール生産再建相が視察に訪れた。

同時期に同じ会場で国際食品見本市「SIAL 2012」が開催されており、IPA と SIAL のいずれか一方の入場券を購入すれば、もう一方の展示会へも入場でき、集客面での相乗効果が図られた。今回の総来場者は前回の 2010 年と比べて微減の 4 万 500 人だったが、IPA の入場券による来場者に限れば前回比で 8%増となった(表参照)。国外からの来場者の割合は 51%と前回比で 6 ポイント増えたが、国籍数は 180 から 130 へと減少した。

IPA来場者について

	2010年(前回)	2012年(今回)
来場者数合計(注1)	4万931人	4万500人
来場者のうち、IPA入場券の購入者	1万6,759人(注2)	1万8,100人
フランス国外からの来場者の割合	45%	51%
来場者の国籍	180	130

(注1)SIAL 入場券によるIPA来場者を含む。

(注2)主催者による「2012年は前回から8%増」との情報を基にジェトロ試算。

(出所)IPA主催者へのピアリングを基に作成

見本市公式サイトによると、450 社の出展企業のうち 53%が外国企業で、多くが欧州企業だったが、日本からの7社のほか、イスラエル、台湾、中国、トルコ、米国、ニュージーランドなどからの参加もあった。



ジェトロ運営のジャパンパビリオンに参加した企業4社に話を聞いた。

(2) 出展者間でウィン・ウィンの交流

SIAL ほどのにぎわいはないが、IPA には製品に深い関心を寄せるビジネス関係者が来場している印象があるとして、来場者の「質」を評価したのは、微酸性電解水研究所(神奈川県)の福島太門取締役副社長だ。

同社は殺菌力を持つ微酸性電解水の 生成装置の小型試作版を出品。同じく IPAへの出品者であり、機械のディスト リビューターとして殺菌部門も有する フランスのA社と、会場内で交流した。 A社は、共通する製品分野で共同購買や 情報交換を行う汎欧州(イタリア、スペイン、ポーランド、オランダなど)の企 業グループに参加しているため、A社の 紹介により同グループ関係者らも微酸 性電解水研究所のブースを訪れたという。



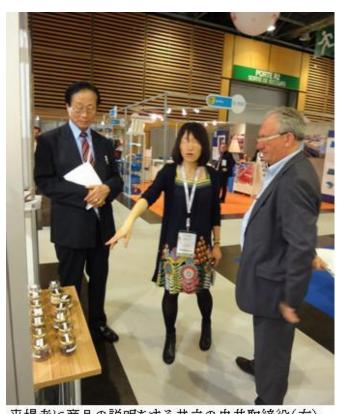
微酸性電解水研究所の福島取締役副社長

同社はこのほか、フランスの食品大手ダノンとも接触し、殺菌処理におけるコストダウンの可能性について評価され、日本での視察依頼を受けたとして、今後のビジネス展開に期待を寄せている。

(3) 競争力の強い廃棄物処理業者と商談

分別機を出展した共立(神奈川県) の中井純取締役は、代理店業務の引 き合いを多数受けた。その中の1 社で、韓国の小型乾燥機を販売する フランスのディストリビューター は、2012年1月に食品廃棄物のリ サイクルがフランスで法制化され たことを商機として積極的に捉え ているとのことだった。

また、フランスにおいて食品廃棄 物のリサイクルは一般的に、スーパ ーマーケットや食品工場 が自ら行 うのではなく、廃棄物の回収・処理 業者に委託する。廃棄物処理業者の



来場者に商品の説明をする共立の中井取締役(左)

数は少なく、フランスのヴェオリア、スエズ傘下のシタ、そしてドイツのサリアが市場を 独占している状態であるため、3 社への接触がカギとなり得る。 共立はそのうちの 2 社との 接触に成功し、さらにその中の1社からは製品テストの依頼を受けたという。

(4) 欧州域外の企業とも多くの接点



アムコン・ヨーロッパのウィットマー 販売ディレクター

汚泥脱水機を出品するアムコン (神奈川県) の在チェコ欧州拠点 のマルティン・ウィットマー販売 ディレクターは、自社ブースへの 来場者のうち、フランスおよび欧 州域外の外国企業が占める割合が 約8割と予想以上に多かったと語 った。同社ブースに来訪した企業 の国籍は、カナダやブラジル、レ



バノンなど多岐にわたった。

フランスの油・ソースメーカーであるルスィールとの商談も有意義だったという。同社の製品は独自のセルフクリーニング機構が特徴で、ろ過部が目詰まりしない構造になっている。同社はこの特徴を精肉・加工食品・乳製品の工場 などで発揮できると考えているが、出展を通じてその強みを再確認したという。

(5) 来場者からの提案に商機

流量と温度を同時に計測できる非接触型超音波流量計を出品したアイシーティー(大阪府)の武田憲司最高経営責任者(CEO)は、来場したフランスの食品メーカーや技術メーカーから新たな提案を受けた。フランス料理で使われるベシャメルソースや液状チーズといった、高粘度の液体を計測できるかを問われたという。同社は今後、商品サンプルを預かって試験し、対応可能性を確認した上で回答する予定だ。



アイシーティーの武田CEO(左)



2. フランス

(1) 2013 年以降、リサイクル義務付けの対象者が拡大

2012年1月に食品廃棄物のリサイクルを義務付ける法律が施行されてから10ヵ月が経過した。2012年は年間120トン以上の食品廃棄物を排出する事業者が対象で、対応を求められたのは主に大規模スーパーマーケットや百貨店に限られている。2013年以降は、より少ない排出量の事業者なども対象になる。食品廃棄物のリサイクルを実施するにはまず廃棄物の分別が必要で、より効率的な分別機が求められている。同法の制定を推進した環境エネルギー管理庁(ADEME)に2012年10月、現状を聞いた。

① 排出量で段階的に対象広げる

食品廃棄物リサイクルを義務付ける法律は、サルコジ前政権下で設置された政府、産業界、非営利団体 (NGO) による通称「環境グルネル会議」で議論され、2010年に成立した。 2012年1月から、表のスケジュールで食品廃棄物など(庭や公園から回収される非有害廃棄物、家庭、レストラン、小売業、食品製造・加工工場から回収される非有害廃棄物を含む)のリサイクルが義務付けられた。

食品廃棄物などのリサイクル対象基準 (年間排出量)

	廃食用油以外の 食品廃棄物など (トン)	廃食用油 (リットル)
2012年	120	1,500
2013年	80	600
2014年	40	300
2015年	20	150
2016年	10	60

(注)年間排出量が上記以上の場合に リサイクルを義務付けられる。

(出所)2012年7月12日付アレテ(省令)

2012 年は年間 120 トン以上の食品廃棄物を排出する事業者が対象だ。具体的には百貨店や大規模スーパーマーケットが想定されている。スーパーマーケットの 3 分の 1 程度が年間 120 トン以上の食品廃棄物を排出すると見込まれている。



ADEMEによると、同法以前から、食品廃棄物を回収することを義務付ける法律はあったが、リサイクルについては規定されていなかった。例えば、廃棄食品を廃棄物として処理するよりも、コンポスト(堆肥)化して商品として売る方が金銭的メリットがあると考えた企業などが、食品廃棄物を自主的にリサイクルしていたという。しかし、環境グルネル会議では、他の EU 諸国と比べてフランスの食品廃棄物リサイクルの状況が良くないという認識が共有され、リサイクルを法律で義務付けることになった。一方で、初めから広い範囲を対象にすると誰も守れない法律となり、法が形骸化してしまうとの考えから、段階的に対象を広げる内容にしたという。

実質的に対応を求められる事業者などは現状では限定的なので、大きな影響は生じていないようだ。今後は対象者が広がるため、ADEMEは状況を注視していく方針だ。

② リサイクル方法は限定せず

ADEME によると、同法ではリサイクルをすべき対象者(「年間 120 トン以上の食品廃棄物 などを排出する者」など)は定められているが、対象者がリサイクルする方法については定められておらず、全ての合法的なリサイクル方法が認められている。嫌気性消化によりバイオガスを採取し、汚泥をコンポスト化するなどして肥料として耕作地にまく方法、食品廃棄物をそのまま耕作地にまく方法(スプレッディング)、廃棄物をコンポスト化する方法がフランスでは主流。このうち、スプレッディングをするには、法的に定められた土壌汚染の基準値を下回るように計画を策定することが求められている。

コンポストは法律上、廃棄物ではなく商品として扱われる。コンポストには一定の品質 基準が法的に定められている。販売する時点では、生産者がそのコンポストの品質などに 責任を持つ。コンポストを使用する場合は、その使用者が汚染などについて責任を負うこ とになっているという。

省令で定められた食品廃棄物などのリサイクルを行わなければならない事業者について、 排出される食品廃棄物のうちどの程度の量をリサイクルしないといけないかという割合は 定められていない。「全量をリサイクルしてほしいが、法律が施行されたばかりなので初期 段階では割合を明確に定めず、様子をみていく」と ADEME 担当者は述べる。



なお、食品廃棄物リサイクルを実施しなければならない事業者が、官庁などに食品廃棄物量やリサイクル方法を報告する義務はないが、農林省傘下の各県の機関(住民安全保全課)が検査に入った場合は状況を開示できるようにしておく必要がある。

(2) 高効率な分別機への需要高まる

フランスでは、食品メーカーなどが出す食品廃棄物を分別リサイクルするのは主に廃棄物処理事業者だ。食品廃棄物のリサイクルを求められる事業者などが増える中、効率の良い分別機に対する需要が高まっている。他方、廃棄物処理市場が数社の大手グループに独占され、売り先が限られることや、分別を行う事業者の数が伸びにくい状況など、分別機メーカーのビジネス機会を制約する要素もある。

① 分別リサイクルは主に廃棄物業者に委託

ADEME によると、食品メーカーや小売業者は食品廃棄物の処理・リサイクルを廃棄物 処理事業者に委託することが多い。

これは、スーパーマーケットなどの小売業者が、できるだけ多くの面積を販売スペースに充てたいと考えていることにある。廃棄物の分別をするスペースを設けて分別するためには専用の場所が必要であり、そのための人手もかかる。こうした手間を省くため、通常、小売業者は包装されたまま食品廃棄物を出し、処理事業者が分別と処理を実施しているという。

しかし、廃棄物処理市場は、ヴェオリア (フランス)、シタ (フランス)、サリア (ドイツ) の3 グループが独占。各グループ傘下の事業者が市場を分け合うことで競争が限られている現状があり、食品廃棄物などの回収コストは高い。このため、小売業者は回収コストをいかに抑えるかに関心を持つようになってきている。小売業者はコンテナの回収頻度に応じて 廃棄物処理業者から課金される。コンテナは、満杯でも半分でも回収価格は変わらないので、回収頻度が少ない方が安くなる仕組みだ。回収頻度を減らすため、 食品廃棄物などを保存する装置を導入するスーパーマーケットもあるようだ。



② 市場規模の拡大に制約も

食品廃棄物などの処理事業者が食品メーカーや小売事業者などから回収した廃棄物をリサイクルする際、まず必要となるのは分別機だ。ADEMEによると、廃棄物処理業者の多くが保有している分別機は、廃棄物を圧縮して中身を押し出す比較的単純な構造のもので効率が悪く、また包装だけを取り除く分別機械も存在するが数は少ないという。食品廃棄物のリサイクルを義務付ける省令により、今後、リサイクル義務付けの対象となる事業者などの数は増加していく。このため、廃棄物処理事業者は効率の良い分別機を求めているといい、分別機の市場規模は拡大していくことが予想される。

しかし、「市場規模の拡大を制約する要素もある」と ADEME 担当者は指摘する。上記のように廃棄物処理事業者が限られるため、分別機メーカーはいずれかに売り込むことになり選択肢が少ない。また、現状では採算性の問題から包装を取り除く分別作業を行える事業所の数が少ない。分別事業者は、包装された食品廃棄物を大量に回収しないと採算を取れないため、おのずと大都市市場を狙う。しかし、大都市においても競合する分別事業者が現れると、限られた「パイの取り合い」になって採算が悪化し、結果として分別事業者の数が限られる構造になっているという。今後、食品廃棄物などのリサイクル義務付けの対象が広がり、各事業者の回収量が増えることで採算性が全体として改善し、事業者数の増加につながることが期待されている。



3. イタリア

(1) ミラノで分別回収開始、堆肥作りを計画

人口第2の都市ミラノで、2012年11月から食品廃棄物の分別回収が始まった。14年には全市で実施することを目指し、段階的に実施地区を広げていく予定だ。市内の家庭ごみの回収処理を担う公営企業 AMSA は食品廃棄物を利用したコンポスト(堆肥)作りを計画している。食品廃棄物のリサイクルは法的に義務付けられてはいないが、企業から出る食品廃棄物なども環境への配慮や処理費用軽減の観点からリサイクルする動きがある。12年10月に関係団体に聞いた現状を報告する。

① 家庭廃棄物のコンポスト化や嫌気性消化が増加

イタリア環境連盟によると、イタリア全土で家庭から出る廃棄物(レストランや小売店から出る廃棄物を含む、以下同様)の量は年間 3,250 万トン(2010 年時点、以下同様)で、その量は 2006 年以降、ほぼ横ばいで推移している。

このうち、プラスチックやガラス、金属、食品廃棄物や草木などを全て含めて分別回収されている量は年間 1,145 万トンで、分別回収率は 35%だ。分別回収されている廃棄物のうち、食品廃棄物や草木などの割合は 37%で、紙やプラスチック、金属などよりも分別回収率は高い。

食品廃棄物を含む家庭廃棄物は、全体の 46% (年間 1,500 万トン) が埋め立てられ、16% (年間 522 万トン) が焼却されている。 $2006\sim10$ 年の推移をみる と、埋め立ての量は減少しており、その分、焼却とコンポスト化(年間 334 万トン)される量が徐々に増加している。また、嫌気性細菌で有機物を分解する嫌 気性消化 (AD) は年間 52 万トンと少ないものの、06 年からの 5 年間で約 3 倍に増えている。コンポスト化や嫌気性消化される廃棄物は、主に食品廃棄物や 草木などだ。特にコンポスト化される廃棄物については、その 8 割を分別回収された家庭から出る食品廃棄物や草木が占める。

② 2014年に はミラノ全域で分別回収

イタリア環境連盟やイタリア食品連盟によると、食品廃棄物のリサイクルについて法律



では義務付けられていないが、廃棄物をコンポストにして販売したり、嫌気性消化により バイオガスを採取してエネルギーとして活用することが、単に廃棄物として処理するより も金銭的メリット があるとの考えにより、コンポスト化や嫌気性消化される量が増加して いるという。

ミラノ市の家庭から出る廃棄物の処理を一手に担う AMSA は、これまで民間処理業者に委託するかたちで家庭からの廃棄物を嫌気性消化し、バイオガスを採取していた。しかし現在、AMSA はコンポスト化施 設の建設を計画している。食品廃棄物からコンポストを作る際、食品廃棄物以外のものが混入していると良質なコンポストを作ることができない。コンポストの質が高ければ、それだけ高値で売れる。このため、AMSA はミラノ市内を 4 つの地区に分け、食品廃棄物だけを分別して回収する制度を 2012 年 11 月に開始した。半年ごとに対象地区を増やし、2014 年に全地域で実施する予定。リサイクル率 45%を目標にしている。食品廃棄物の分別回収の際、分別されてい ない廃棄物が回収された場合、その廃棄物は焼却される。AMSA が回収後に分別する予定は今のところないが、状況をみながら分別回収を進め、場合によっては将来、分別を AMSA が行う可能性もあるという。

③ 企業は嫌気性消化に高い関心

食品メーカーなど、食品廃棄物を出す企業が高い関心を示すリサイクル方法が嫌気性消化だ。バイオガスを採取し、発電や発熱を行えば再生可能エネルギーの固定買い取り制度や証書制度の対象になり得ることが背景にある。

汚泥や食品廃棄物の乾燥機を製造販売する VOMM (本社:ミラノ) によると、食品メーカーが食品廃棄物をリサイクルする方法は、主に嫌気消化によってバイオガスを採取することだという。イタリア環境連盟によると、バイオガスの原料として利用される産業廃棄物 (家庭以外から出た廃棄物) の量は年間 23 万トンで、このうち 18 万 8,000 トンが食品メーカーによるもの、1 万 4,800 トンが飲料メーカーによるもの、残りが 農家からのものだ。食品メーカーによる廃棄物のバイオガス化が他産業と比べて活発なことが分かる。

イタリア・コンポスト組合 (CIC) によると、現在のイタリアのエネルギー計画では合計 1,200 メガワット (MW) 分のバイオガスプラント設置が目標とされており、嫌気性消化の施設も増加 することが予想されている。農業分野でも農畜産物の廃棄物やバイオガス原



料として生産された作物の量が急増しているという。

(2) 品質証明書発行などでコンポスト化を促進

近年イタリアでは、家庭から出る廃棄物のうち、コンポスト(堆肥)の原料となる食品 廃棄物や草木などの分別回収が徐々に 広がりをみせる。コンポスト化を行う施設は全土に あるが、施設数および稼働率が高いのは北部だ。良質なコンポストの生産を促し、コンポ スト化事業の採算性 を高めるため、イタリア・コンポスト組合(CIC)による品質証明書 発行などの制度を設け質の向上を図っている。

① 北部で盛んなコンポスト化事業

<u>イタリア・コンポスト組合(CIC)</u>によると、イタリア全土における廃棄物のコンポスト施設は 255 ヵ所ある。 地域別にみると、ミラノなどを含む北部には 165 施設あり、処理される廃棄物量は年率 10.9%増加(2009~10 年の伸び率、以下同様)した。中部では 41 施設があり、処理量は 16.4%増、南部は 49 施設があり、処理量は 8.2%増と、処理量は中部が最も高い増加率を示しているが、施設数は圧倒的に 北部が多い。また、全土の施設のうち実際に稼働しているのは 61%で、中部では 48%、南部では 38%にとどまり、稼働率でも北部が高いという。

全土で最もコンポスト化量が多いのが北部のロンバルディア州とベネト州だ。州レベルでは有機農業促進の観点で、化学肥料の代わりにコンポストを利用することに補助金制度を設けているところもある。例えば北部のバル・ダオスタ州では果樹栽培の場合で最高700ユーロの補助金が支給されるという。

② 「改善されたコンポスト」の普及広がる

廃棄物をコンポストとして販売する際、課題になるのが品質だ。良質なコンポストでなければ農業者などの利用が進まず、また価格も安くなるため採算性が取れない。

イタリアでは、2010 年暫定措置 75 号という法律により、「全ての効能において肥料であり、品質基準を順守している」コンポストを「改善されたコンポスト」(Ammendanle Compostato)と規定している。この改善されたコンポストには草木などだけを原料とする

JETRO

「グリーン改善コンポスト(ACV)」、草木などと食品廃 棄物や汚泥などを混ぜたものを原料とする「ミックス改善コンポスト(ACM)」がある。全体の割合では、ACV が 28%、ACM が 72%となっているが、2010年には ACM が前年比約 6%の増加だったのに対して、ACV は約 51%増と、ACV の増加が顕著だ。いずれにせよ、法律による品質基準を満たすコンポストが増加している。さらに CIC は、一定の品質基準を満たすコンポストに品質証明書を発行し、質の向上を後押ししている。品質証明書制度は 03 年に 開始され、現在 30 社のコンポスト製品(約 40)が証明書の発行を受けている。今となっては本証明書の取得がコンポスト製品の事実上の基本要件になっているという。

このような取り組みを背景に、廃棄物から生産されたコンポストの7割が農業用、3割がガーデニングや苗木用のコンポスト製品として使用されている。農業分野では、トウモロコシ、小麦、大麦、コメなどのほか、ブドウ、オリーブ、野菜栽培などに幅広く利用されている。また、景観維持や観賞植物用の肥料や腐葉土としても使われている。



4. 英国

(1) 食品メーカーは自主的にリサイクルを推進

英国食品・飲料連盟 (FDF) によると、国内で食品・飲料メーカーによる食品廃棄物などのリサイクル率は90%と高い。法律で義務付けられているわけではないが、リサイクルへの関心が高まっていることや埋め立て費用の高騰を受け、各企業は自主的に取り組んでいる。また、廃棄物リサイクルを推進する非営利団体WRAPは、低価格で高効率な嫌気性消化 (AD) の実証実験プロジェクトを開始した。このような促進策もリサイクル率向上を後押しする。FDFとWRAPに2012年9月末、現状を聞いた。

① 食品廃棄物の埋め立てをゼロに

環境・食糧・農業地域省(DEFRA)によると、食品廃棄物の半分が家庭から、25%が食品メーカーや小売業者などから排出される。FDFによると、このうち食品・飲料メーカーが出す食品廃棄物は90%がリサイクルされている。リサイクル方法で最も多いのは農場にまかれるスプレッディングで、次に多いのが嫌気性消化によるバイオガスの採取あるいはコンポスト(堆肥)化だ。

リサイクルされない食品廃棄物のほとんどは埋め立てに回される。政府は埋め立て処分 される量を長期的にゼロにする方針だ。FDFによると、食品・飲料メーカーから出る食品 廃棄物や包装材の埋め立て量を、2015年までにゼロにするのが目標だという。

② メーカーは自主的にリサイクルを推進

食品廃棄物のリサイクルについて法律では義務付けられていない。しかし、EU および英国政府が廃棄物量を全体として減らす方向で取り組んでいることを背景に、食品・飲料メーカーなどは法律でリサイクルを強制される状況になることを嫌がり、政府などの政策動向を先取りして自主的にリサイクルを行っているという。また、積極的にリサイクルに取り組むことで、企業イメージ向上の効果も狙っているという。このほか、埋め立てコストの高騰もリサイクルを後押しする要因だという。FDF によると、1 トン当たり 60~70 ポンド(1 ポンド=約 131 円)の埋め立て税を含め、総コストは1トン当たり 100 ポンドにも達する。コスト削減のためリサイクルを考える業者も多いようだ。



③ 取り組みには地域差も

廃棄物処理については、イングランド、スコットランド、ウェールズ、北アイルランドがそれぞれ政策を策定・実施する権限を持っているため、制度は国内でも一様ではない。食品廃棄物の分別についてはスコットランドで法的に義務付けられているが、このような制度は国内ではまれであり、首都ロンドンを擁するイングランドではそのような法律はないという。なお、FDFによると、国内ではバーミンガム地域とウェストミッドランド地域、イーストアングリア地域、マンチェスター周辺に食品メーカーが集積しており、食品廃棄物量が多いという。

FDF が業界として食品廃棄物リサイクルを進めるに当たり、協力しているのが非営利団 体 WRAP だ。WRAP は廃棄物のリサイクルを推し進めるため、DEFRA の支援も受けてさまざまなプログラムを実施している。2012 年 11 月 14 日には、嫌気性消化の普及を加速するため、コストが安くて高効率な嫌気性消化技術について案件募集を開始した。採択されると実証実験の支援を受けることができる。

④ 汚泥処理や乾燥機器は食品メーカーが、分別機は処理業者が顧客

食品メーカーなどの食品廃棄物のリサイクルが進む英国だが、FDFによると、メーカーは自社敷地内で嫌気性消化やコンポスト化などを行うことを望まないという。食品と廃棄物を同時に扱っているというイメージを消費者に与えたくないからだ。ただし、排水汚泥を嫌気性消化し、水を再利用する工場があり、これについては工場内でリサイクルが行われる。また、製粉業や製糖工場では加工工程から出るかすで動物の飼料を作ることを自社内で行うことは多いという。

それゆえ、汚泥処理機器や乾燥飼料を作る乾燥機などは食品メーカーなどが顧客となるが、分別機などは食品廃棄物を分別するものであっても主な顧客は廃棄物処理業者になる。



アンケート返送先 FAX: 03-3587-2485

e-mail: ORD@jetro.go.jp

日本貿易振興機構 海外調査部 欧州ロシア CIS 課 宛

● ジェトロアンケート ●

レポートタイトル: 仏・伊・英の食品廃棄物リサイクルの現状

ジェトロでは、仏・伊・英の食品廃棄物リサイクルの現状に関するレポートを作成いたしました。お読みいただいた後、是非アンケートにご協力をお願い致します。

今後の調査テーマ選定などの参考にさせていただきます。

■質問1:今回、本報告書で提供させていただきました「仏・伊・英の食品廃棄物リサイクルの現状」についてどのように思われましたでしょうか? (○をひとつ)

4:役に立った 3:まあ役に立った 2:あまり役に立たなかった 1:役に立たなかった

■ 質問2:①使用用途、②上記のように判断された理由、③その他、本報告書に関するご感想をご記入下さい。■ 質問3:今後のジェトロの調査テーマについてご希望等がございましたら、ご記入願います。

■お客様の会社名等をご記入ください。(任意記入)

		会社・団体名
	□企業・団体	
ご所属	□個人	部署名

~ご協力有難うございました~